

一般社団法人神奈川県剣道連盟 審査員選考委員会規則

第 1 条 審査員選考委員会委員(以下選考委員)は会長の付託により審査員選考委員会(以下、選考委員会)において審査員を選考し、会長が委嘱する。

第 2 条 選考委員は 5 名とし、全日本剣道連盟剣道称号・段級位審査規則第 4 条により会長が委嘱する。

註 委員の資格内訳は会長が委嘱する理事 2 名、範士 2 名、学識経験者 1 名

第 3 条 選考委員会は会長がこれを招集し、構成員の過半数の出席により成立する。
ただし、正当なる手続きを経た文書もしくは電子媒体による委任状を含めることができる。

第 4 条 選考委員会議長は選考委員会において相互に選出する。審議された事項は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第 5 条 選考委員会には審査員候補者の推薦等のため会長が陪席し、推薦理由等の意見を述べることができる。

2 議事録作成のために必要な事務局員が陪席することができる。

3 議事録は非公開とするが、幹部会議構成員および監事には開示する。

4 議事録は紙媒体のみとし、会長が 5 年間保存する。

第 6 条 審査員は任期の始まる前日時点で 75 歳以下の会員より選出し、70 名以内とする。

2 審査員は原則として七段以上とする。

第 7 条 審査会における審査員は選考委員会の選考に基づき、会長が審査会毎に委嘱する。

2 審査会に審査委員長及び審査場毎に審査主任をおく。

3 審査委員長は審査員経験者とするが、年齢に制限されない。

4 審査委員長は会長が委嘱する。

5 審査主任は選考委員会において選定された審査員より会長が委嘱する。

6 審査委員長、審査主任、審査員の任務、権限等は全日本剣道連盟称号・段級位審査規則、同細則による。

第 8 条 第 29 条第 1 項及び第 3 項並びに第 31 条の規定は、選考委員、審査員に準用する。

第 9 条 この規則に定めがない事項に関しては会長と相談の上、委員会において決定し、総会の了承を得る。

第 10 条 事務業務は当法人事務局が担当する。

第 11 条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

(別表)議事録記載事項

- (1) 委員会開催日時、場所および出席者全員の氏名。
- (2) 議事事項、経過の要領及びその結果。
- (3) 決議を要した事項について、およびその結果。
- (4) その他特に詳細な記載が必要と議長が判断した事項。
- (5) 議事録作成者氏名

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。